破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２３号
神奈川県厚木市幸町９番６号
債務者　平井　　渉
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯淺　文憲
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５号
岡山県井原市芳井町川相111番地６
債務者　今井　勝典
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４１６号
福岡市南区多賀２丁目９番1236号
債務者　高阪進一郎
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越路　倫有
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目17番１号
債務者　山際　茂松
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　栄治
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目28番14号
債務者　小野寺　卓
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹澤　友佑
4　破産債権の届出期間　平成25年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　早瀬　利信
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１０号
福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　早瀬　奈美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１７３号
青森県弘前市大字大町１丁目17番地29　コーポナリタ１－２号
債務者　高谷　和子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　理宏
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第６号
茨城県常陸太田市中城町185番地、前住所茨城県石岡市南台４丁目18番６号
債務者　篠原剛一郎
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　昭
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４号
茨城県笠間市土師1059番地１
債務者　駒澤　達文
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　　学
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地551番地２、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷222番地１
債務者　笠原　哲郎
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大木　健司
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
三重県鳥羽市菅島町211番地、住民票上の住所三重県鳥羽市桃取町451番地７
債務者　清水　敏也
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
群馬県渋川市半田2137番地１
債務者　加藤　孝雄
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猿谷　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
群馬県前橋市滝窪町774番地５、住民票上の住所群馬県前橋市東金丸町91番地507
債務者　髙橋さよ子（旧姓塚越）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係